

1 合同チームの編成条件

- (1) 合同チームの申請を行う学校は、対象のすべての学校が試合参加の必要最低人数7名を確保できないこと。埼玉県高等学校体育連盟に加盟し、参加する競技専門部に登録していること。
- (2) 合同チームの申請を各学校長が承諾していること。
- (3) 原則として、同一地区であること。
 - ・同一地区内で1校しかないなどの場合には、他地区との編成を認める。
 ※他地区同士のチームによる合同も認めるが、主体となっているチームが所在する地区の所属とし、地区予選ではその地区の参加校数にカウントする。
 - ・他地区においても、合同チーム希望校がない場合には、参加人数を満たしている同地区内の学校との合同チームを認める。
- (4) 合同チームの編成を行う各学校は、安全に配慮して計画的・継続的に練習していること。
- (5) 決して勝利至上主義的な発想に基づくチーム編成ではないこと。
- (6) 原則として、合同チーム名は編成校の連名とする。
- (7) 大会参加には、それぞれの学校から引率教員をつけること。
- (8) 合同チームの合計部員数は5人以上16人以下であることとし、校数制限は設けない。
 但し、参加人数を満たしている学校との合同チームの場合は、この限りではない。

2 合同チームを申請する場合の事務手続き

- (1) 合同チームを希望する学校は合同チーム編成希望届を各地区の競技委員長に提出する。
合同チームの編成については専門委員長、各地区委員長、競技委員長で協議し、決定する。
- (2) 合同チームを申請する学校は、合同チーム編成申請書（様式1）を専門部長に提出する。
- (3) 専門部長は、様式1の申請を協議し、合同チームで大会に参加しても支障がないと判断した場合には、申請校に合同チームによる大会参加の承認を通知する。（様式2）
- (4) 専門部長は、埼玉県高等学校体育連盟会長に合同チームによる大会参加を報告する。（様式3）

3 その他

- (1) 同一大会の途中でチーム編成の変更は認めない。
- (2) 合同チームの編成期間は、予選会参加申込から当年度の全国高等学校総合体育大会終了時までとする。但し、一旦編成された合同チーム活動の継続性を担保するため、以下の特例を認める。
 （特例）
 前年度に合同チームで予選会に参加実績のある学校に限り、翌年度に部員不足を解消した場合でも、合同チーム活動を延期することができる。その場合、年度初めの選手登録時に該当校長連名により都道府県高体連会長に申請すること。
- (3) ユニフォームについては統一したユニフォームであること。
 （ユニフォームに記載されている校名の規定は設けない）
- (4) 合同チームの地区大会、県大会におけるシード権の扱いについては、単独チームと同等に扱う。但し、合同チームの編成を変更する場合はシード権利を辞退したとみなし、次のシードチームを繰り上げて扱う。

※全国高等学校総合体育大会（インターハイ）県予選において、合同チームが新人県大会のシード権を獲得した場合については、以下のとおりとする。

- ・合同チームの編成が同一地区の場合は、当該地区にシード権を与える。
 - ・合同チームの編成が他地区同士の場合は、主体となっている（編成中の人数が多い）チームが所在する地区にシード権を与える。
- (5) 合同チーム編成等に疑義が生じた場合には、各競技専門部長と協議をする。
 また、専門部で判断が難しい事案が発生した場合には、埼玉県高等学校体育連盟と協議する。